資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円、資本準備金の額を一千九十九万円減少し、それぞれ一億円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成三十年十一月一日
掲載頁　三十二頁（号外第二四一号）
平成三十年十一月十二日
岡山市南区豊浜町一二番八号
ゼノー・テック株式会社
代表取締役　岸本　泰博

基準日設定につき通知公告

当社は、平成三十年十二月一日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成三十年十二月中旬至十二月下旬開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成三十年十一月十二日
北海道根室市昆布盛一四九番地一二
クリーンエナジーファクトリー株式会社
代表取締役　鎌田　宏之

基準日設定につき通知公告

当社は、平成三十年十一月二十七日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成三十年十一月十二日
埼玉県東松山市新郷五七六番一
野口精機株式会社
代表取締役　國分　寿史

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年十二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年十一月十二日
千葉県習志野市茜浜一丁目二番六号
京設工業株式会社
代表取締役　古屋　哲也

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年十一月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年十一月十二日
東京都品川区東品川二丁目六番一〇号
株式会社ジェイ・ハーバー
代表取締役　寺田　保信

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年十一月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年十一月十二日
神奈川県相模原市緑区橋本台三丁目二番二六号
多摩電子株式会社
代表取締役　大林　根生

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年十一月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年十一月十二日
富山市水橋恋塚一番地
戸田電気鉄興株式会社
代表取締役　戸田　治

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年十二月六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年十一月十二日
静岡県浜松市南区寺脇町七一三番地
株式会社セディック
代表取締役　大澤　稔

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十一年一月八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年十一月十二日
大阪市中央区久太郎町二丁目四番二七号
クレハエラストマー株式会社
代表取締役　田中　和広

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年十二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年十一月十二日
島根県大田市大田町吉永一二六六番地
東幸建設株式会社
代表取締役　波多野陽一

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である佐藤麻衣子が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年十一月十二日
札幌市中央区南一条西一六丁目一番地三二
三春野ビル3F　OPERA　O　LLC
日本における代表者　佐藤麻衣子

限定承認公告

本籍北海道北見市東相内町二六八番地一五、最後の住所北海道北見市東相内町一七一番地五七ケアハウスゆうゆう
被相続人　亡　宇井　郁子

右被相続人は平成三十年七月二十四日死亡し、その相続人は平成三十年十月二十九日釧路家庭裁判所北見支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年十一月十二日
北海道帯広市西五条南四一丁目二番地七
相続財産管理人　佐藤　伸一

限定承認公告

本籍千葉県市原市新堀一一九六番地、最後の住所東京都足立区江北二丁目一五番八号第一みなもと荘
被相続人　亡　中田　義雄

右被相続人は平成三十年二月二十七日死亡し、その相続人は平成三十年十月二十六日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年十一月十二日
神奈川県大和市西鶴間二丁目一〇番一五号
コーポ・あーさ一〇二
相続財産管理人　岡野　操

限定承認公告

本籍愛知県名古屋市千種区内山三丁目二〇〇二番地、最後の住所愛知県日進市岩崎台一丁目一七三五番地の一
被相続人　亡　渡邊　安弘

右被相続人は平成三十年四月五日死亡し、その相続人は平成三十年十月二十五日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年十一月十二日
愛知県名古屋市名東区極楽三丁目九六番地の一ハイツ桔梗二〇五号
限定承認者　渡邊　和美

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八千万円減少し、四十六億六千七百九十五万二千円とすることにいたしました。

効力発生日は平成三十年十二月十三日であり、社員総会の決議は平成三十年十一月二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成三十年九月二十六日
掲載頁　五十八頁（号外第二一〇号）
平成三十年十一月十二日
東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号
Scala特定目的会社
取締役　鄭　武壽

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成三十年十月二十九日（号外第二百三十七号）目次欄中（印刷誤り）				
一一	一	一	五規則	規程
一三	三	七～六	平成三十年十月六日掲載の松山家庭裁判所今治支部に係る平成三十年（家）第二九四号相続権主張の催告中（原稿誤り）	

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可
◉号外　十一月十二日付第二四九号　一二八ページ●同日付政府調達第二一三号六四ページ
発行所　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　〒一〇五―八四四五　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一カ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）
配送料　別

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

目次

〔省令〕
○消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一三〇）　一
〔告示〕
○発酵乳・乳酸菌飲料の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（公正取引委・消費者庁一六）　七
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第六条第一項の規定に基づき公告国際テロリストの指定の有効期間を延長する件（国家公安委五四）　九
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（財務二八〇）　二
○消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する件（厚生労働三七一）　一五
○消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準の一部を改正する件（同三七二）　二三
○建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件の一部を改正する件（国土交通一二一四）　二七
〔公告〕
諸事項
官庁
所在不明の賃貸住宅管理業者関係　四八
裁判所
破産、免責、再生関係　四九
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、西日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、日本私立学校振興・共済事業団共済規程の一部変更、弁理士登録、企業年金基金設立関係　三三
地方公共団体
行旅死亡人、特定空家等の除去命令、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　五五
会社その他
会社決算公告　五六

省令

○厚生労働省令第百三十号

消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第三十一条の七、第五十条の五第二号、第五十条の六、第五十条の七、第五十条の十一第一項、第五十三条の二第一項及び第九十六条の三の規定に基づき、消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十月二十九日　厚生労働大臣　根本　匠